

健康保険(共済組合) 取得 喪失 連絡票

取得、喪失のどちらかを○で囲んでください。

就 職 者 退 職 者 (被保険者)	氏 名	[年 月 日生]			
	住 所				
健康保険(共済組合)等の 資格取得又は喪失年月日	取得	年 月 日	健 保 ・ 共 済 の 保 険 証 記 号 番 号 (保険者番号・保険者名)	()	
	喪失	年 月 日			
	退職	年 月 日	基 礎 年 金 番 号		
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	続 柄	被 扶 養 者 と し て 認 定 又 は 認 定 を 除 外 さ れ た 日	退 職 以 外 の 時 の 喪 失 理 由
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	
上記のとおり相違ありません。					
事業所所在地					
年 月 日					
名 称 (印)					
電 話 番 号 () -					

お届けはお早めに! (14日以内にお届けください)

記入上の注意

1 資格喪失日は退職日の翌日となります。

2 被扶養者欄について

本人(被保険者)の取得又は喪失時は、被扶養者欄も必ず記入してください。本人(被保険者)の取得又は喪失以外の理由により認定・除外された場合は、本人(被保険者)の「喪失」及び「退職」年月日欄以外、すべての項目を記入してください。また、除外の場合は「退職以外の時の喪失理由」欄も必ず記入してください(例:収入上限を超えたため、離婚等)。

届け出に必要なもの ★印は必ずお持ちください。

○印は該当の方のみお持ちください。

★ 健康保険(共済組合)取得・喪失連絡票

★ マイナンバーのわかるもの

○ 医療費受給者証(子ども・母子等・障害者・精神障害者)

○ 年金手帳

○ 委任状(本人や同世帯の家族以外が手続きする場合)

○ 障害者手帳

問合せ先: 豊川市役所 保険年金課 電話 0533-89-2135

事業主の方へのお願い

就職または退職された方の国民年金 国民健康保険の手続きについて

従業員の方が就職や退職されたときは、本人及び配偶者や被扶養者について、国民健康保険と国民年金の手続きが必要です。

届け出をしないと、医療給付を受けられなくなり社会保険等の資格喪失日から届け出日までにかけた医療費が全額自己負担となる場合があります。

就職または退職された方に「健康保険（共済組合）取得・喪失連絡票」を交付していただき、必ず届け出をするようご指導ください。

就職された方へ

国民健康保険の資格喪失届の提出が必要です。
国民年金の種別変更届

- 1 転職により、前から引き続き厚生年金保険・健康保険に加入するときは届け出は不要です。（ただし、配偶者については届け出が必要な場合もあります。届書は事業主へ提出してください。）
- 2 本人の就職により配偶者が健康保険（共済組合）の被扶養者となったときは、配偶者については国民年金の第3号被保険者になる届け出が必要です。届書を事業主へ提出してください。
- 3 就職した後も、国民健康保険被保険者証を使用すると、医療費を返納することになります。

退職された方へ

国民健康保険の資格取得届の提出が必要です。
国民年金の種別変更届

- 1 退職後、14日以内に国民健康保険の資格取得の届け出をしないと、医療費が全額自己負担となる場合があります。
- 2 国民健康保険料は、資格が発生した日（健康保険等の資格喪失日）の属する月から算定されますのでご注意ください。
- 3 国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入しているかいないかに関係なく、納入通知書は世帯主宛に送られます。
- 4 退職後、引き続き他の事業所に就職して、厚生年金保険・健康保険・共済組合に加入するときは、届け出は不要です。（ただし、扶養している配偶者については届け出が必要な場合もあります。届書は事業主へ提出してください。）
- 5 配偶者が、国民年金の第3号被保険者であったときは、本人の退職により配偶者も第1号被保険者になる届け出が必要です。届書をお住まいの市区町村役場へ提出してください。
- 6 厚生年金で年金受給資格期間を満たした方が退職された場合も、60歳になるまでは国民年金の第1号被保険者となります。届書をお住まいの市区町村役場へ提出してください。